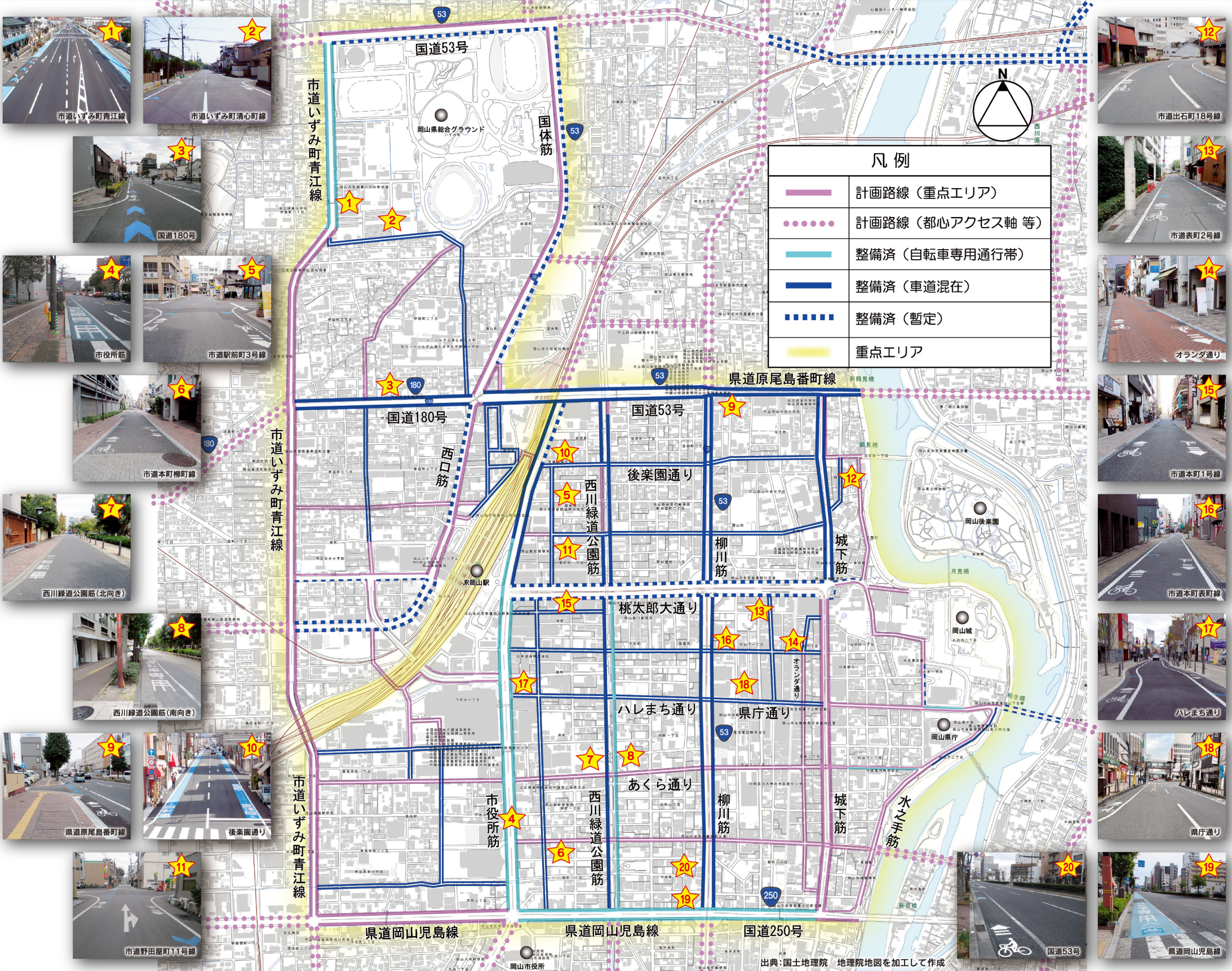


自転車通行空間整備状況マップ(岡山市中心部)

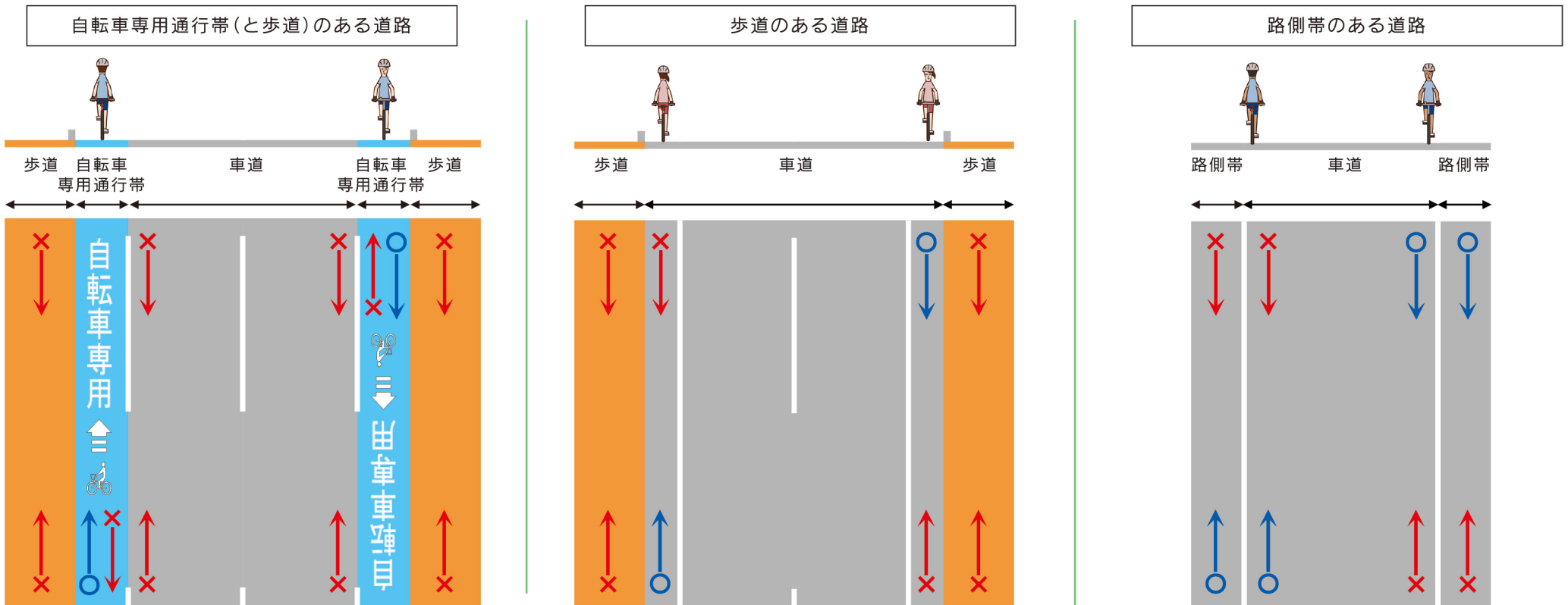
令和6年4月時点



《自転車の通行ルール(自転車安全利用五則)》

- ① 車道が原則、左側を通行(歩道は例外、歩行者を優先)
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

《自転車の通行位置と進行方向》



■ 例外的に歩道を通行できる場合

- ・ 標識や標示により自転車の歩道通行が許可されているとき
- ・ 13歳未満、70歳以上の方または身体の不自由な方が自転車を運転するとき
- ・ 自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないとき

※ 著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除いて、道路の左側部分に設けられた路側帯(歩行者用路側帯を除く。)を通行することができます。